| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 高校生以下の者 | 1面1時間までごとにつき | 465円 |
| | バドミントン | | 大人 | 1面1時間までごとにつき | 490円 |
| | | | 高校生以下の者 | 1面1時間までごとにつき | 235円 |
| | 体操競技 | | 大人 | 1種目1時間までごとにつき | 490円 |
| | | | 高校生以下の者 | 1種目1時間までごとにつき | 235円 |
| 小体育室 | ボクシング | | 大人 | 1面1時間までごとにつき | 620円 |
| | | | 高校生以下の者 | 1面1時間までごとにつき | 295円 |
| | レスリング | | 大人 | 1面1時間までごとにつき | 620円 |
| | | | 高校生以下の者 | 1面1時間までごとにつき | 295円 |
| | フェンシング | | 大人 | 1面1時間までごとにつき | 620円 |
| | | | 高校生以下の者 | 1面1時間までごとにつき | 295円 |
| 大体育室、中体育室及び小体育室 | 卓球 | | 大人 | 1台1時間までごとにつき | 230円 |
| | | | 高校生以下の者 | 1台1時間までごとにつき | 110円 |
| 室内温水プール | 普通券による使用 | 7月から9月まで | 小学生以下の者 | 1人2時間につき | 90円 |
| | | | 中・高校生 | 1人2時間につき | 130円 |
| | | | 大人 | 1人2時間につき | 270円 |
| | | 10月から翌年6月まで | 小学生以下の者 | 1人2時間につき | 130円 |
| | | | 中・高校生 | 1人2時間につき | 180円 |
| | | | 大人 | 1人2時間につき | 390円 |
| | 回数券による使用 | 7月から9月まで | 小学生以下の者 | 1人2時間11回分につき | 900円 |
| | | | 中・高校生 | 1人2時間11回分につき | 1,300円 |
| | | | 大人 | 1人2時間11回分につき | 2,730円 |
| | | 10月から翌年6月まで | 小学生以下の者 | 1人2時間11回分につき | 1,300円 |
| | | | 中・高校生 | 1人2時間11回分につき | 1,800円 |
| | | | 大人 | 1人2時間11回分につき | 3,890円 |
| | 団体券による使用（20人以上による使用の場合に限る。） | | | 1人2時間につき | 普通券金額に0.9を乗じて得た額 |
| トレーニング室 | 普通券による使用 | | 大人 | 1人2時間につき | 370円 |
| | | | 高校生以下の者 | 1人2時間につき | 175円 |
| | 回数券による使用 | | 大人 | 1人2時間11回分につき | 3,680円 |
| | | | 高校生以下の者 | 1人2時間11回分につき | 1,750円 |
| 元気体力測定室 | 普通券による使用 | 基礎コース | 大人 | 1人1回につき | 650円 |
| | | | 高校生以下の者 | 1人1回につき | 310円 |
| | | 体組成コース | 大人 | 1人1回につき | 850円 |
| | | | 高校生以下の者 | 1人1回につき | 405円 |
| | | 標準コース | 大人 | 1人1回につき | 1,470円 |
| | | | 高校生以下の者 | 1人1回につき | 700円 |
| | | 競技指向コース | 大人 | 1人1回につき | 1,890円 |
| | | | 高校生以下の者 | 1人1回につき | 900円 |
| | 団体券による使用（20人以上による使用の場合に限る。） | | | 1人1回につき | 普通券金額に0.9を乗じて得た額 |
| 会議室 | 全部の使用 | | | 1時間までごとにつき | 2,880円 |
| | 3分の2の使用 | | | 1時間までごとにつき | 1,920円 |
| | 3分の1の使用 | | | 1時間までごとにつき | 960円 |
| 和室 | | | | 1時間までごとにつき | 640円 |
| コインロッカー | | | | 1箱1回につき | 50円 |

備　考
1　「小学生以下の者」とは、小学校の児童及びこれに準ずる者並びに満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
2　「中・高校生」とは、高等専門学校の学生並びに高等学校及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
3　「高校生以下の者」とは、小学生以下の者と中・高校生をいう。
4　「大人」とは、一般人並びに大学の学生及びこれに準ずる者をいう。

2　専用使用料

| 区分 | | 金額 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 大体育室 | アマチュアスポーツ | 9,230円 | 9,230円 | 18,460円 | 9,230円 | 18,460円 | 27,690円 |
| | その他 | 38,630円 | 38,630円 | 77,260円 | 38,630円 | 77,260円 | 115,890円 |
| 中体育室 | アマチュアスポーツ | 7,300円 | 7,300円 | 14,600円 | 7,300円 | 14,600円 | 21,890円 |
| | その他 | 30,800円 | 30,800円 | 61,590円 | 30,800円 | 61,590円 | 92,390円 |
| 室内温水プール | 7月から9月まで | 10,290円 | 10,290円 | 20,580円 | 10,290円 | 20,580円 | 30,870円 |
| | 10月から翌年6月まで | 13,020円 | 13,020円 | 26,040円 | 13,020円 | 26,040円 | 39,060円 |
| 照明設備 | | 知事が定める額 | | | | | |
| 大体育室冷暖房設備 | | 知事が定める額 | | | | | |

備　考　大体育室の使用者が入場料（会費、会場整理費その他入場料に相当する金銭を含む。以下同じ。）を徴収する場合の使用料の額は、区分に応じて定める金額にアマチュアスポーツについては最高税込入場料の100人分、その他については最高税込入場料の150人分（床を観覧席として使用する場合は、200人分）に相当する額を加算した額とする。

附　則
1　この条例は、公布の日から施行する。
2　この条例の施行の際現に改正前の熊本県立総合体育館条例第8条の規定により管理を委託している熊本県立総合体育館の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

---

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年7月1日
熊本県知事　潮　谷　義　子

**熊本県条例第63号**

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例

藤崎台県営野球場条例（昭和35年熊本県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条を第15条とし、第9条を削り、第8条を第9条とし、同条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条　野球場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2　前項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、野球場の休場日を変更し、若しくは別に定め、又は開場時間を変更することができる。

3　第1項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条から第7条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4　第1項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が野球場の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5　第1項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が野球場の管理を行うこととされた期間前に第5条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可

を受けた者とみなす。
（指定管理者の業務）
第11条　指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
（１）　第4条各号に掲げる業務
（２）　野球場の使用の許可に関する業務
（３）　野球場の施設等の維持及び修繕に関する業務
（４）　前3号に掲げるもののほか、指定管理者が野球場の管理上必要と認める業務
（利用料金）
第12条　第8条第1項の規定にかかわらず、野球場の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に野球場の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。
２　利用料金の額は、別表に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。
３　指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。
（原状回復義務）
第13条　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった野球場の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。
（損害賠償）
第14条　故意又は過失により野球場の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。
第4条から第7場までを削る。
第3条中「県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第5条とする。
２　教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付すことができる。
第5条の次に次の3条を加える。
（使用の許可の基準）
第6条　教育委員会は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。
（１）　野球場における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
（２）　野球場の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
（３）　その他使用させることが野球場の管理上支障があると認められるとき。
（許可の取消し等）
第7条　教育委員会は、第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上支障があると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。
（１）　この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
（２）　第5条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
（３）　虚偽その他不正の手段により第5条第1項の許可を受けたとき。
（使用料）
第8条　使用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。
２　前項の使用料は、第5条第1項の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
３　野球場照明設備使用料のうち、時間を単位として算定するものについては、使用後速やかに納付するものとする。
４　既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
第2条の次に次の2条を加える。
（休場日等）
第3条　野球場の休場日及び開場時間は、次の表のとおりとする。ただし、熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、休場日を変更し、若しくは別に定め、又は開場時間を変更することができる。

| 休　　場　　日 | 開　場　時　間 |
|---|---|
| 12月29日から翌年1月3日まで | 午前9時から午後9時まで |

（業務）
第4条　野球場の業務は、次に掲げるとおりとする。
（１）　施設及び設備（以下「施設等」という。）を提供すること。
（２）　野球競技に関する相談に応じ、及び指導を行うこと。
（３）　前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置目的を達成するために必要な業務を行うこと。
別表を次のように改める。
別表（第8条、第12条関係）
１　野球場使用料

| 区　分 | 金　額 | | |
|---|---|---|---|
| | 使用者が入場料金を徴収する場合（1日につき） | 使用者が入場料金を徴収しない場合 | |
| 職業野球 | 最高税込入場料金の200人分に相当する額 | 1チーム1時間につき　4,830円 | |
| 一般野球 | 最高税込入場料金の100人分に相当する額 | 使用日／使用時間 | 平日 | 土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日 |
| | | 午前9時から午後1時まで | 4,200円 | 5,040円 |
| | | 午後1時から午後5時まで | 5,360円 | 6,200円 |
| | | 午後5時から午後9時まで | 6,720円 | 7,670円 |
| | | 上記の時間以外1時間につき | 1,680円 | 2,000円 |
| 学生野球 | 最高税込入場料金の80人分に相当する額 | 午前9時から午後1時まで | 3,000円 | |
| | | 午後1時から午後5時まで | 3,700円 | |
| | | 午後5時から午後9時まで | 4,400円 | |
| | | 上記の時間以外1時間につき | 1,100円 | |

備　考

1　「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。

2　使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

3　使用時間の区分を超えて使用する場合の使用料については、超過する時間の属する区分の使用料を当該区分の時間で除した額（その額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）を、1時間単位の額として徴収する。

2　野球場附属設備使用料

| 種　類 | 単　位 | 金　額 | |
|---|---|---|---|
| | | 職業野球・一般野球 | 学生野球 |
| 場内放送器具 | 一式1時間につき | 550円 | 250円 |
| スコア・ボード | 一式1時間につき | 2,210円 | 500円 |
| 選手控室 | 1室1時間につき | 330円 | 150円 |
| 会議室 | 1室1時間につき | 220円 | 100円 |
| 主催者室 | 1室1時間につき | 440円 | 200円 |
| 温水シャワー | 1人1回につき | 50円 | |

備　考　使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

3　野球場照明設備使用料

| 区　分 | | 単　位 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| 照明設備の全部を点灯する場合 | 職業野球 | 1試合につき | 472,500円 |
| | | 練習1時間につき | 117,600円 |
| | 一般野球 | 1時間につき | 42,000円 |
| | 学生野球 | 1時間につき | 28,000円 |
| 照明設備の2分の1を点灯する場合 | 一般野球 | 1時間につき | 21,000円 |
| | 学生野球 | 1時間につき | 14,000円 |
| 照明設備の4分の1を点灯する場合 | 一般野球 | 1時間につき | 10,500円 |
| | 学生野球 | 1時間につき | 7,000円 |

備考　使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の際現に改正前の藤崎台県営野球場条例第９条の規定により管理を委託している藤崎台県営野球場の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第２条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

---

熊本武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年７月１日
熊本県知事　潮　谷　義　子

**熊本県条例第64号**

熊本武道館条例の一部を改正する条例

熊本武道館条例（昭和46年熊本県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第10条を第15条とし、第８条及び第９条を削り、第７条を第９条とし、同条の次に次の５条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条　武道館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第３項の規定により法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

２　前項の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第３条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、武道館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

３　第１項の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第５条から第７条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

４　第１項の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が武道館の管理を行うこととされた期間前にされた第５条第１項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

５　第１項の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が武道館の管理を行うこととされた期間前に第５条第１項（第３項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第11条　指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（１）　第４条各号に掲げる業務

（２）　武道館の使用の許可に関する業務

（３）　武道館の施設等の維持及び修繕に関する業務

（４）　前３号に掲げるもののほか、指定管理者が武道館の管理上必要と認める業務

（利用料金）

第12条　第８条第１項の規定にかかわらず、武道館の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に武道館の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

２　利用料金の額は、別表に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

３　指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（原状回復義務）

第13条　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の２第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった武道館の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第14条　故意又は過失により武道館の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第６条を削り、第５条中「前条第１項」を「第５条第１項」に、「、次の各号の一に該当するときは」を「、次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上支障があると認めるときは」に改め、同条第２号中「前条第２項」を「第５条第２項」に改め、同条第４号を削り、同条を第７条とし、同条の次に次の１条を加える。

（使用料）

第８条　使用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

２　前項の使用料は、第５条第１項の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

３　既に納入した使用料は還付しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、これを還付することができる。

４　前項ただし書の規定により還付する使用料の額は、使用許可の期間に対し使用することのできない期間の割合に応じて算定するものとする。

第４条第１項中「武道館」の次に「の施設等」を加え、「熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条第２項中「許可を与える」を「許可

をする」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用の許可の基準）

第6条　教育委員会は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

（1）　武道館における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

（2）　武道館の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（3）　その他使用させることが武道館の管理上支障があると認められるとき。

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第4条とする。

（2）　柔道、剣道その他武道に関する相談に応じ、及び指導を行うこと。

第2条の次に次の1条を加える。

（休館日等）

第3条　武道館の休館日及び開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

| 休　館　日 | 開　館　時　間 |
|---|---|
| （1）月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第1項又は第3項の規定により休日とされる日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後の休日以外の最初の日）<br>（2）12月29日から翌年1月3日まで（（1）に該当する日を除く。） | 午前9時から午後9時まで |

別表を次のように改める。

別表（第8条、第12条関係）

1　占用使用料

| 使用形態 ＼ 使用時間 | | | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 柔道場又は剣道場 | 入場料を徴収しない場合 | 一般 | 2,310円 | 4,100円 | 7,040円 | 5,880円 | 11,130円 | 13,440円 |
| | | 大学生<br>高校生 | 1,600円 | 2,800円 | 5,000円 | 4,400円 | 7,800円 | 9,400円 |
| | | 中学生以下 | 1,100円 | 2,200円 | 3,900円 | 3,300円 | 4,400円 | 6,700円 |
| | 入場料を徴収する場合 | 一般 | 4,620円 | 8,190円 | 14,070円 | 11,760円 | 22,260円 | 26,880円 |
| | | 大学生<br>高校生 | 3,200円 | 5,600円 | 10,000円 | 8,800円 | 15,600円 | 18,800円 |
| | | 中学生以下 | 2,200円 | 4,400円 | 7,800円 | 6,600円 | 8,800円 | 13,400円 |
| 小道場 | | | 200円 | 400円 | 700円 | 600円 | 1,100円 | 1,300円 |
| 会議室 | | | 700円 | 820円 | 950円 | 1,520円 | 1,760円 | 2,470円 |
| 柔道場又は剣道場の半面を使用する場合 | | | 全面を使用する場合の額の10分の6に相当する額 | | | | | |

2　個人使用料

| 対象 ＼ 区分 | 1人1回 | 回数券（10回分） | 定期券（1か月） | 宿泊 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般 | 170円 | 1,370円 | 1,580円 | 1泊　950円 | 宿泊の場合、夜具及び食事は提供しない。 |
| 大学生<br>高校生 | 110円 | 900円 | 1,300円 | 1泊　450円 | |
| 中学生以下 | 60円 | 450円 | 900円 | | |

3　設備使用料

| 種　類 | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 放送設備（一式につき） | 350円 | 410円 | 410円 | 760円 | 820円 | 1,170円 |

注　1　入場料とは、会費・会場整理費その他名目のいかんにかかわらず、武道館において行なわれる行事を観覧する目的をもって入場する者から徴する対価をいう。

2　県外者の使用については、この表に掲げる額の100分の5に相当する額を加

算した額とする。

3　使用時間外に使用する場合の使用料については、超過する時間の属する区分の使用料を当該区分の時間で除した額（その額に10円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。）を、1時間単位の額として徴収する。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の際現に改正前の熊本武道館条例第9条の規定により管理を委託している熊本武道館の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

---

熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事　潮　谷　義　子

**熊本県条例第65号**

熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例

熊本県総合射撃場条例（平成10年熊本県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条を第15条とし、第8条を削り、第7条を第9条とし、同条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条　射撃場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2　前項の規定により射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、射撃場の休場日を変更し、若しくは別に定め、又は開場時間を変更することができる。

3　第1項の規定により射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条から第7条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4　第1項の規定により射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が射撃場の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5　第1項の規定により射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が射撃場の管理を行うこととされた期間前に第5条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第11条　指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1）　第4条各号に掲げる業務

（2）　射撃場の使用の許可に関する業務

（3）　射撃場の施設等の維持及び修繕に関する業務

（4）　前3号に掲げるもののほか、指定管理者が射撃場の管理上必要と認める業務

（利用料金）

第12条　第8条第1項の規定にかかわらず、射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に射撃場の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2　利用料金の額は、別表に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

3　指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（原状回復業務）

第13条　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった射撃場の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第14条　故意又は過失により射撃場の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第6条を削り、第5条各号列記以外の部分中「前条第1項」を「第5条第1項」に、「次条において」を「以下」に改め、同条第2号中「前条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料）

第8条　使用者は、別表の1の表及び別表の2の表に定める額を使用料として納めなければならない。

2　前項の使用料は、第5条第1項の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3　既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第4条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用の許可の基準）

第6条　教育委員会は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

（1）　射撃場における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

（2）　射撃場の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（3）　その他使用させることが射撃場の管理上支障があると認められるとき。

第3条第1号中「次条において」を「以下」に、「の提供」を「を提供すること。」に改め、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第4条とする。

（2）　射撃競技に関する相談に応じ、及び指導を行うこと。

第2条の次に次の1条を加える。

（休場日等）

第3条　射撃場の休場日及び開場時間は、次の表のとおりとする。ただし、熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、休場日を変更し、若しくは別に定め、又は開場時間を変更することができる。

| 休　場　日 | 開　場　時　間 | |
|---|---|---|
| （1）火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第1項又は第3項の規定により休日とされる日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後の休日以外の最初の日）<br>（2）12月29日から翌年1月3日まで（（1）に該当する日を除く。） | 4月から9月まで | 午前9時から午後6時まで |
| | 10月から翌年3月まで | 午前9時から午後5時まで |

別表を次のように改める。

別表（第8条、第12条関係）

1　射撃場使用料

| 区　分 | | | | 単　位 | 金　額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般使用 | ライフル射撃場 | 空気銃射場 | 学生 | 1人1時間までごとにつき | 100円 |
| | | | その他の者 | 1人1時間までごとにつき | 160円 |
| | | 小口径銃射場 | 学生 | 1人1時間までごとにつき | 200円 |
| | | | その他の者 | 1人1時間までごとにつき | 370円 |
| | | 光線銃射場 | 学生 | 1人1時間までごとにつき | 100円 |
| | | | その他の者 | 1人1時間までごとにつき | 160円 |
| | クレー射撃場 | | 学生 | 1人1日につき | 780円 |
| | | | その他の者 | 1人1日につき | 1,640円 |
| 専用使用 | ライフル射撃場 | 空気銃射場 | | 4時間までごとにつき | 13,130円 |
| | | 小口径銃射場 | | 4時間までごとにつき | 33,600円 |
| | | 光線銃射場 | | 4時間までごとにつき | 3,050円 |
| | クレー射撃場 | | | 1面1日につき | 19,950円 |

備　考　「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。

2　附属設備使用料

| 区　分 | 単　位 | 金　額 |
|---|---|---|
| クレー放出機 | クレー1枚につき | 40円 |
| 光線銃装置 | 一式1時間までごとにつき | 60円 |
| 会議室 | 1室1時間までごとにつき | 420円 |
| 研修室 | 1室1時間までごとにつき | 630円 |

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例施行の際現に改正前の熊本県総合射撃場条例第8条の規定により管理を委託している熊本県総合射撃場の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

---

熊本県立学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 7 月 1 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

**熊本県条例第 66 号**

熊本県立学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立学校体育施設の使用に関する条例（昭和 45 年熊本県条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「に 100 分の 105 を乗じて得た額（その額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。）」を削り、同条第 2 項中「、許可を受けたとき」を「、前条第 2 項の許可を受けたときに」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条、第 4 条関係）

| 体育施設名 | | 使用料 | |
|---|---|---|---|
| | | 単位 | 金額 |
| 運動場<br>野球場<br>ソフトボール場<br>ラグビー場<br>サッカー場<br>屋外バレーボールコート<br>屋外バスケットコート<br>屋外テニスコート<br>馬　場 | | | 無　料 |
| 体育館 | 660 平方メートル未満 | 全面 2 時間につき | 190 円 |
| | 660 平方メートル以上 | 全面 2 時間につき | 380 円 |
| | バレーボールコート<br>バスケットボールコート | 1 面 2 時間につき | 190 円 |
| | バドミントンコート | 1 面 2 時間につき | 130 円 |
| | 卓　球 | 1 面 2 時間につき | 60 円 |
| 柔道場 | | 全面 2 時間につき | 190 円 |
| 剣道場 | | 全面 2 時間につき | 190 円 |
| 弓道場 | | 全面 2 時間につき | 130 円 |
| 相撲場 | | 全面 2 時間につき | 60 円 |
| プール | 25 メートル | 全面 2 時間につき | 250 円 |
| | 50 メートル | 全面 2 時間につき | 500 円 |
| 厩舎 | | 1 房 1 日につき | 910 円 |

備考

1　使用時間が 2 時間を超える場合の使用料は、1 時間までごとにつき使用時間 2 時間までの使用料の半額を加算した額とする。

2　夜間照明を利用する場合の使用料は、1 キロワット時（1 キロワット時未満の場合は、1 キロワット時とする。）26 円を加算した額とする。

附　則

この条例は公布の日から施行する。

---

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 7 月 1 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

**熊本県条例第 67 号**

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条　熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県玉名警察署の項中「玉名市岩崎」を「玉名市」に、「菊水町　天水町　岱明町　玉東町　横島町　南関町　三加和町」を「玉東町　菊水町　三加和町　南関町」に改め、同表熊本県八代警察署の項位置の欄及び管轄区域の欄を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 八代市 | 八代市のうち<br>熊本県宮原警察署の管轄区域を除く区域 |

別表熊本県宮原警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

| |
|---|
| 八代市のうち<br>　平成17年7月31日における八代郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の区域<br>八代郡全域 |

第2条　熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を次のように改正する。

別表熊本県玉名警察署の項中「菊水町　三加和町」を「和水町」に改め、同表熊本県八代警察署の項中「熊本県宮原警察署」を「熊本県氷川警察署」に改め、同表熊本県宮原警察署の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 熊本県氷川警察署 | 八代郡氷川町 | 八代市のうち<br>　平成17年7月31日における八代郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の区域<br>八代郡氷川町 |

附　則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）　第1条中別表熊本県八代警察署の項及び熊本県宮原警察署の項の改正規定　八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置する処分が効力を生ずる日

（2）　第2条中別表熊本県八代警察署の項及び熊本県宮原警察署の項の改正規定　八代郡竜北町及び同郡宮原町を廃し、その区域をもって八代郡氷川町を設置する処分が効力を生ずる日

（3）第1条中別表熊本県玉名警察署の項の改正規定　玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町を廃し、その区域をもって玉名市を設置する処分が効力を生ずる日

（4）　第2条中別表熊本県玉名警察署の項の改正規定　玉名郡菊水町及び同郡三加和町を廃し、その区域をもって玉名郡和水町を設置する処分が効力を生ずる日

発行所　熊　本　県　熊本市国府4丁目10－18
平成17年7月1日印刷　印刷所　秀　巧　社
平成17年7月1日発行　電話（代）096－286－2221番
古紙配合率100%